

○福岡都市圏南部環境事業組合負担金条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第20号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、福岡都市圏南部環境事業組規約（平成18年5月1日18地第352号。以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「関係市町」という。）の負担金（以下「負担金」という。）の算出の方法に関し、同項に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(議会費に係る負担金の算出)

第2条 規約第13条第2項に規定する議会費に係る負担金は、議会費に係る費用から同条第1項第5号に規定する収入（議会費に係るものに限る。）を除いた費用を関係市町の均等割により算出する。

2 前項の負担金の額に千円未満の端数がある場合の処理は、管理者が別に定める。

(事業費及びその他経費に係る負担金の算出)

第3条 規約第13条第2項に規定する事業費及びその他経費のうち、関係市町の住民等が組合の処理施設に自ら搬入する廃棄物の受入れに係る費用（以下「自己搬入廃棄物の受入費用」という。）を除く経費に係る負担金は、別表第1に掲げる経費から同条第1項第3号から第5号までに規定する収入（前条に定める議会費に係る収入、次項に定める施設の解体費用に係る収入及び次条に定める自己搬入廃棄物の受入費用に係る収入を除く。）を除いた費用を別表に掲げる経費の区分に応じて定める関係市町の可燃ごみ処理量割（以下「可燃ごみ処理量割」という。）により算出する。

2 前項の規定にかかわらず、組合が管理する施設の解体費用に係る負担金については、当該費用から規約第13条第1項第3号から第5号までに規定する収入（当該解体に係るものに限る。）を除いた費用を別表第2に掲げる費用の額の区分に応じて定める負担の割合により算出する。

3 前2項の負担金の額に千円未満の端数がある場合の処理は、管理者が別に定める。（自己搬入廃棄物の受入費用に係る負担金の算出等）

第4条 規約第13条第2項に規定する事業費及びその他経費のうち、自己搬入廃棄物の受入費用は、当該受入れに係る手数料（以下「手数料」という。）をもって充て、なお不足がある場合は、その不足額を可燃ごみ処理量割により関係市町が負担する。

2 前項の規定により算出する負担金の額に千円未満の端数がある場合の処理は、管理者が別に定める。

3 自己搬入廃棄物の受入費用に充てた手数料になお残額がある場合は、規則で定める方法により精算するものとする。

(負担金の請求等)

第5条 管理者は、関係市町に対し、期限を指定して負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた関係市町は、当該請求に係る負担金を組合に支払わなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、関係市町から組合に対して支払われた負担金は、この条例の規定により支払われたものとみなす。

附 則 (平成 22 年 3 月 29 日条例第 6 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係)

経 費	可燃ごみ処理量割
平成28年3月31日までの期間に係る事業費及びその他経費	処理施設の規模を確定するための関係市町の可燃ごみ処理量により算定した割合 (福岡市：25.7%、春日市：22.7%、大野城市：21.2%、太宰府市：15.8%、那珂川町：14.6%)
平成28年4月1日以降の期間に係る事業費及びその他経費	当該年度の可燃ごみ処理実績量の割合

備考 平成 28 年 3 月 31 日までの期間に係る事業費及びその他経費の財源とした地方債に係る公債費並びに平成 28 年 4 月 1 日以降の期間に係る処理施設の整備等に係る費用は、平成 28 年 3 月 31 日までの期間に係る事業費及びその他経費に含む。

別表第2（第3条関係）

組合が管理する施設の解体費用に係る負担の割合

費用の額	負担の割合
当該費用の5割に相当する額	処理施設の規模を確定するための関係市町の可燃ごみ処理量により算定した割合
当該費用の5割に相当する額	平成28年4月1日から施設を廃止するまでの期間に係る可燃ごみ処理実績量の割合